

「出張アドバイス事業」のご案内

焼津市消費生活センターでは、市民のみなさまへの新しいサービスとして「出張アドバイス」事業を平成23年3月までの期間実施いたします。

ぜひお気軽にご利用ください。

○どんなサービスなの？

消費生活の専門相談員が、ご自宅等までお伺いし、**商品やサービスの契約、訪問販売のトラブルに関する相談やアドバイス**をいたします。費用は**無料**です。

○いつ来てくれるの？相談の時間はどのくらい？

原則**毎週金曜日**に実施しますが、相談員の都合がつけば他の曜日にも実施します。相談時間は、最大**1時間程度**です。



○どんな人が利用できるの？

- ①一人暮らしの高齢者や小さな子供がいる主婦など、**消費生活センターへの来訪が困難な方**
 - ②電話での相談では、対応が難しいケースの相談
- 以上2つの条件を満たす方のうち消費生活センターが判断をします。

○利用するにはどうすればいいの？

下記までお電話でお申込みください。電話相談で対応が可能な場合は、引き続きお電話での相談に代えさせていただきます。

お申込み・お問い合わせ

☎626-1147

(消費生活専用電話)

